1　はじめに

1-1.こども誰でも通園制度とは

こども誰でも通園制度の概要

こども誰でも通園制度とは、月一定時間までの利用可能枠の中で、
就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付です。
利用対象者は、**6ヵ月以上満３歳未満のこども**であって、
こどものための教育・保育給付を受けていない者とします。

この制度は、全てのこどもの育ちを応援し、**こどもの良質な成育環境を整備する**とともに、
全ての子育て家庭に対して、**多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化**する
目的で創設されました。

令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、
実施自治体の増加を図った上で、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として
全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施する予定です。

利用者・事業者・自治体の関係性

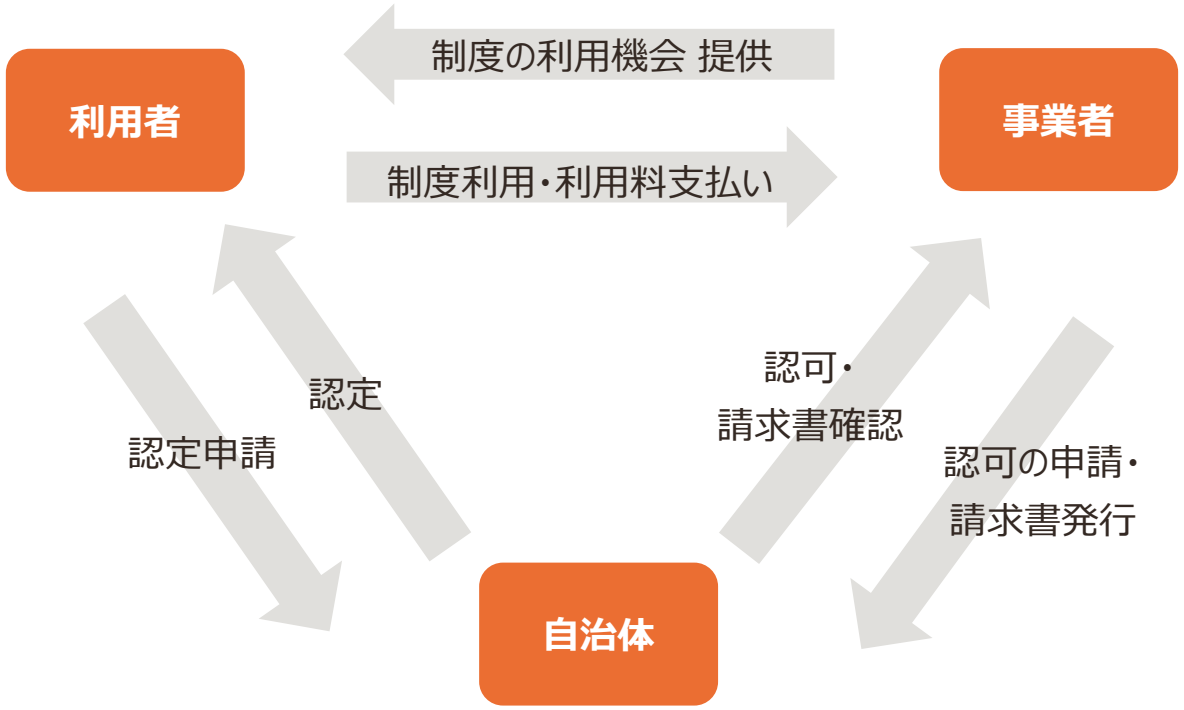

こども誰でも通園制度総合支援システムとは

総合支援システム（以下、本システム）とは、
こども誰でも通園制度の創設に向けて、各地方公共団体・事業者・利用者にご提供し、
制度の円滑な利用や、**コスト・運用の効率化**を図る目的で構築されたシステムです。
こども家庭庁が本システムを開発・提供し、市区町村/都道府県が制度の運営を担います。

本システムは、主に以下の機能を備えています。

- 利用者が簡単に予約できる機能（**予約管理機能**）
- 事業者がこどもの情報を把握したり、市区町村が利用状況を確認できる機能（**データ管理機能**）
- 事業者から市区町村への請求を容易にする機能（**請求書発行機能**）
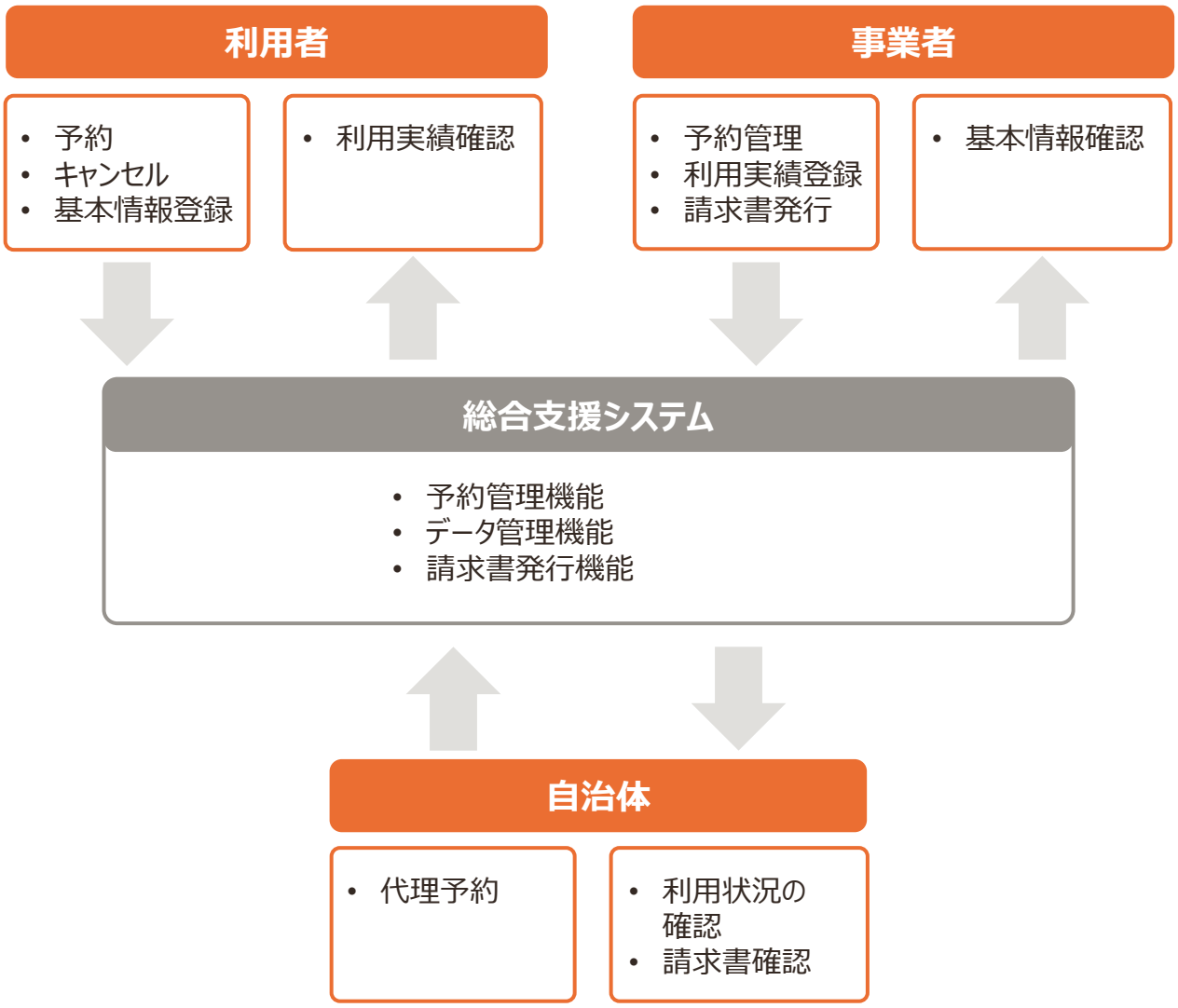
利用者・事業者・自治体と本システムの関係性